

岩国市建設工事における「週休２日工事」に関するＱ＆Ａ

令和６年７月

このＱ＆Ａは、土木工事、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事及び農林水産省所管事業についてのものであり、港湾工事における「週休２日工事」の詳細については、別に定める「港湾工事における「週休２日工事」の補正方法等の取扱いについて」によるものとします。

Ｑ１：休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

Ａ１：「週休２日」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

Ｑ２：工程上、土・日曜日に作業が必要な場合はどのようにすればよいか。

Ａ２：土・日曜日に現場閉所を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、事前に振替休日（原則、同一週）とその理由について監督職員に協議してください。

Ｑ３：降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

Ａ３：降雨、降雪等による予定外の現場閉所（一日を通しての閉所）についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ（半日＝０．５日）というカウントはできません。

Ｑ４：現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

Ａ４：災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Ｑ５：工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休工日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

Ａ５：現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。

現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能（現場閉所）となった期間も同様に対象期間外です。

Ｑ６：対象期間に含まない年末年始６日間、夏季休暇３日間とは、具体的にいつなのか。

Ａ６：年末年始休暇期間は、１２月２９日から１月３日までの６日間、夏季休暇期間は、８月１３日から８月１５日までの３日間とします。

Q 7 : 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A 7 : 24 時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q 8 : 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A 8 : 受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q 9 : 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A 9 : 現場閉所とは、「1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休 2 日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q 10 : 現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいのか。

A 10 : 現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所とみなしません。

Q 11 : 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A 11 : 次式により算出するものとします。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）
（小数第 2 位切り捨て）

Q 12 : （受注者の責めに帰すことができない事由により）工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A 12 : 工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良等、受注者の責めに帰すことができない事由（岩国市契約約款第 21 条に該当する事由）に限るものとします。

ここでいう天候の不良とは、例年に比べて雨天が多いと判断できる場合をいう。

Q 13 : 5 月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいのか。

A 13 : 大型連休（土・日曜日を除く）は「祝日」にあたりますので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q 14 : やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいのか。

A 14 : 質問のケースの場合、「夏季休暇」は 3 日間、「年末年始」は 6 日間となるよう、別の日に振り替える必要がありますので、事前に振替日とその理由について監督職員と協議してください。発注者の了解があった場合は、「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q 15：発注者指定型の週休 2 日工事を受注し、週休 2 日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 15：明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、工事成績評定において、「法令遵守等」－「その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。

Q 16：現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A 16：現場作業着手日：現場での準備作業（現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等）に着手した日

現場作業完了日：現場の後片付け作業（資機材の搬出、清掃等）が完了した日

※ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合については、計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとする。

Q 17：現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A 17：工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は、受発注者協議によってください。

【週休 2 日工事（交替制）に関する事項】

Q 18：交替要員を充てずに週休 2 日を取得した場合は、休日としてカウントしてよいのか。

A 18：交替要員の有無にかかわらず、休日としてカウント可能です。

Q 19：技術者及び技能労働者が休日に他の工事現場で作業をしていた場合は、休日としてカウントしてよいのか。

A 19：現場に従事する技術者及び技能労働者が、対象期間において当該現場で取得した休日としているため、休日としてカウントすることは可能ですが、「週休 2 日工事（交替制）」の趣旨を踏まえて、技術者及び技能労働者の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q 20：「非常勤（臨時）に従事する者」とは、こういった者のことか。

A 20：一時的かつ臨時的に当該現場に従事する技術者及び技能労働者のことです。

Q 21：測量作業等を施工体制台帳に記載した場合は、補正の対象となるのか。

A 21：測量業者は補正対象とはなりません。

（参考）公共工事設計労務単価に該当する職種が対象となります。

Q 22：休日率の算出方法、休日日数の確認方法を示してほしい。

A 22：現場作業完了時に休日確保状況を確認後、対象者毎に休日日数の割合（当該工

事における確認対象期間中の休日日数／工期日数）を計算し、全対象者の平均値を算出してください。なお、下請の工期日数については、施工体制台帳上の工期から設定することになります。休日日数の確認方法は、施工計画書に記載された方法によります。作業日報等の既存の記録資料によることが望ましいと考えています。

～平均休日日数の割合（休日率）の算出例～

業者名		氏名	工期日数 (a)	休日予定日数	休日日数 (b)	休日日数の割合 (b)/(a)×100	休日率 ア～オの平均
元請	A建設	〇〇〇〇	300	85	80	26.7%	28.3%
		〇〇〇〇	300	85	80	26.7%	
		〇〇〇〇	300	85	70	23.3%	
一次下請	B工業	〇〇〇〇	200	58	50	25.0%	
二次下請	C組	〇〇〇〇	100	29	40	40.0%	
現場作業着手前（⇒工期と休日予定を確認）							
現場作業完了時（⇒休日確保状況を確認）							

Q 23：道路巡回パトロール（巡回工）は、休日率の計算に含めるのか。

A 23：休日率の計算に含みません。また、休日確保の確認対象にもなりません。

Q 24：交替制で、現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、工事現場に現場代理人が不在となるがよいのか。

A 24：現場代理人については、「発注者は…現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができ。」（工事請負契約書）としており、必ずしも現場常駐しなければならないものではありません。

個々の工事における「週休２日工事（交代制）」への取組の可否については、受発注者間で事前に確認してください。

Q 25：週休２日工事現場閉所に取り組んでいたところ、工事の終盤になって降雨、降雪等による作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるか。

A 25：天候等による不稼働日は、雨休率により工期に含まれているため、原則、工期延長は認められません。（ただし、工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】に記載の「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等」の事象が発生した場合を除く。）

【土木工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事に関する事項 Q 26～Q 28】

Q 26：予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について分かりやすく教えてほしい。

A 26：

（予定価格）

発注時は、週休２日工事（現場閉所型）・通期もしくは、週休２日工事（交替

制）・通期を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定し、発注者指定型として発注します。

(経費補正)

「月単位」の週休2日を達成した場合は、「月単位」の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行います。なお、週休2日を達成できなかったものは、補正分を減額する変更契約を行います。

(工事成績評定)

「月単位」の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて減点を行います。

～令和6年7月からの週休2日工事における経費補正と工事成績表～

発注方法	経費補正 ^{※1}			工事成績評定		
	月単位	通期	未達成	月単位	通期	未達成
発注者指定型	■	□	補正分を減額	○ ^{※2}	-	減点 ^{※3}

※1 経費補正：□当初発注時 ■達成状況に応じて変更設計

※2 工事成績評定：○加点

※3 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合に減点

Q27：契約後の協議において、受注者が通期を実施するとした場合で、結果として月単位を達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A27：当初、月単位を実施するとせず、結果的にこれを達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1) 経費：月単位の補正は行わない（当初の補正から変更なし）。

(2) 工事成績評定：加点しない。

Q28：契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A28：契約後の協議において、月単位を実施するとした場合で、通期の未達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1) 経費：通期での補正（当初の補正から変更なし）。

(2) 工事成績評定：加点しない。

なお、現場着手前に発注者と協議した内容（月単位での週休2日）が達成できないと判明した時点で、速やかに発注者と協議してください。

【農林水産省所管事業に関する事項 Q 29～Q 31】

Q 29：予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について分かりやすく教えてほしい。

A 29：

(予定価格)

発注時は、週休 2 日工事（現場閉所型）・通期もしくは、週休 2 日工事（交替制）・通期を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定し、発注者指定型として発注します。

(経費補正)

週休 2 日を達成できなかったものは、補正分を減額する変更契約を行います。

(工事成績評定)

「月単位」の週休 2 日を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。なお、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合については、内容に応じて減点を行います。

～令和 6 年 7 月からの週休 2 日工事における経費補正と工事成績表～

発注方法	経費補正※1		工事成績評定		
	通期	未達成	月単位	通期	未達成
発注者指定型	□	補正分を減額	○※2	－	－

※1 経費補正：□当初発注時

※2 工事成績評定：○加点

Q 30：契約後の協議において、受注者が通期を実施するとした場合で、結果として月単位を達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A 30：当初、月単位を実施するとせず、結果的にこれを達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1) 経費：当初の補正から変更なし。

(2) 工事成績評定：加点しない。

Q 31：契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A 31：契約後の協議において、月単位を実施するとした場合で、通期の未達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1) 経費：当初の補正から変更なし。

(2) 工事成績評定：加点しない。

なお、現場着手前に発注者と協議した内容（月単位での週休 2 日）が達成できないと判明した時点で、速やかに発注者と協議してください。

以上